

**令和3年度 SNS を活用した第9回太平洋・島サミット PR 事業
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務を行う目的

G7伊勢志摩サミットから5年、本県とパラオ共和国の友好提携締結から25年の節目を迎える令和3（2021）年に、志摩市を中心とした伊勢志摩地域において開催される第9回太平洋・島サミット（以下「PALM9」という）に向け、本県では、開催気運の盛り上げを図るとともに、国内外へ三重の魅力を発信し、地域経済の回復に繋げることを目指して事業展開を進めている。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、デジタルトランスフォーメーション（DX）が加速し、これまでのような現実の催事と紙媒体を中心とした PR 手法から、WEB や SNS を活用したオンライン上での PR 手法への変革が求められている。

こうした状況の中、本事業は SNS を通して、PALM9 に関する情報発信、本県や志摩市などが実施する現実の催事の情報発信を行い、開催気運醸成を図るとともに、観光や食文化をはじめとする本県の魅力を発信し、もって本県のブランド力向上を図ることを目的として実施する。

2 企画提案コンペを行う目的

SNS を活用した情報発信、マーケティング展開等に関する高度な専門知識・技術が必要であり、SNS 企画の実施には、多種の方法が考えられるため、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせ最良の企画を採用する必要があるため。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和3年度 SNS を活用した第9回太平洋・島サミット PR 事業

(2) 業務内容

別添「令和3年度 SNS を活用した第9回太平洋・島サミット PR 事業業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和3年8月13日（金）まで

4 契約上限額

6,708,724円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復

権を得ない者でないこと。

- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- ③ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ④ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ⑤ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、委託者からの要請により速やかに対処できる者であること。

6 質問の申請及び回答に関する事項

(1) 本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

- ① 申請期限 令和3年3月5日（金） 17時まで（必着）
- ② 提出場所 下記22に示す所属
- ③ 提出方法 質問申請書（第3号様式）を電子メールにより提出

※質問申請書を送信したときは、必ず上記②まで電話にて着信の確認をしてください。

(2) 質問内容に対する回答は、令和3年3月8日（月）15時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。

なお、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

(3) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、下記22に示す所属に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

7 提出を求める企画提案書等の内容

次に掲げる企画提案書類は、日本産業規格（JIS）A4サイズを使用（A3サイズによる折り込み可）してください。提出書類の部数は下記に示すとおりとし、うち1部には会社印及び代表者印を押印してください。

また、様式は指定しているものを除き任意とし、指定しているものは当該指定様式により提出してください。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部

(2) 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～⑤の内容を簡潔に示してください。また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて20頁以内で作成して

- ・ 自社パンフレットでも可
- ・ 過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は資料を添付

(5) 次に掲げる書類 1部

- ① 法人にあつては、「登記簿謄本」又は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」の写し
- ② 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(6) 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第2号様式）を添付。

8 企画提案資料の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和3年3月17日（水）17時まで（必着）
- (2) 提出場所 下記22に示す所属
- (3) 提出方法 郵送又は持参

※メール、FAXによる提出は不可とします。

※郵送の場合は、上記（2）まで電話連絡をお願いします。

9 最優秀提案者の選定方法に関する事項

(1) 選定方法

本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する「令和3年度 SNS を活用した第9回太平洋・島サミット PR 事業企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、最優秀提案を1件選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- ① 日時 令和3年3月22日（月）午前10時から
- ② 場所 オンラインで実施
- ③ 時間 提案者ごとに時間を設定のうえ別途連絡します。
- ④ 接続方法 シスコシステムズ合同会社『Cisco Webex』を利用します。
ミーティング番号は③と共に連絡します。
- ⑤ 事前審査 提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。
- ⑥ その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとします。

※ プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、テレビ会議システムを活用して行いますので、ご注意ください。

10 最優秀提案を選定するための評価基準に関する事項

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

(1) 目的性

- ① 業務目的を理解し、事業成果が見込めるか。
- ② 業務コンセプトが明確で、適切な業務提案がされているか。

(2) 発信力の優位性（比重配点×2）

- ① SNSによる情報発信の内容が、PALM9の気運醸成、三重県の魅力発信にとって優れた提案であるか。
- ② 業務全体を統一的にブランド化し、効果的な情報発信を行うことができるか。
- ③ コメントやメッセージに対し、的確な回答ができるか。

(3) 企画の優位性（比重配点×2）

- ① インフルエンサーやハッシュタグ、広告を活用し、「フォロワー」や「いいね」、「シェア」を多数確保することができる手法が提案されているか。
- ② 提案された企画の内容がPALM9の気運醸成、三重県の魅力を発信するために効果的か。
- ③ その他積極的な提案があるか。

(4) 実現可能性

- ① 経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。
- ② 実施スケジュールは具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。
- ③ 提案された類似業務の受託実績が本委託業務を安定的に遂行できるものであると認められるか。

(5) 経済合理性

- ① 見積額及び積算内訳・根拠は適切か。
- ② 費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案者が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 最優秀提案者に提出を求める書類に関する事項

最優秀提案者にとっては、上記11の通知を受けた後に、以下の書類を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- ③ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を

履行した実績の有無を示す証明書（第4号様式）

- (2) 提出期限 別途通知します。
- (3) 提出場所 下記22に示す所属
- (4) 提出方法 郵送又は持参

1.3 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき（委任状による委任を受けている場合を除く）。
- (4) 参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所（所在地）、商号又は名称、押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

1.4 契約方法に関する事項

- (1) 当該業務を遂行できると三重県知事が判断した提案者であって、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第69条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。契約協議が不調のときは、上記9により順位づけられた上位の者から順に契約締結の協議を行います。
- (2) 契約条項は、三重県雇用経済部国際戦略課において示します。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(5) 契約は、三重県雇用経済部国際戦略課において行います。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

15 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

16 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

17 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順じ適切に対応するものとします。

2 1 その他

- (1) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (2) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (4) 企画提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (5) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、特別な事情がない限り再提出は認めません。
- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (8) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (9) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (10) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

2 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部国際戦略課 太平洋・島サミット推進班 古市、西尾

TEL : 059-224-2638

FAX : 059-224-3024

E-mail : palm9@pref.mie.lg.jp